

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県消防表彰規程
- ◇告示 土地改良区設立の認可申請
- ◇公告 鳥取県身体障害者更生指導所々生の募集

規則

鳥取県消防表彰規程をここに公布する。

昭和二十九年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第六号

鳥取県消防表彰規程

（目的）

第一条 この規則は、消防に關し特に功勞顯著と認められるものに対して知事が表彰を行いもつて消防に従事

する職員、団員及び消防機關の資質の向上を図るとともに消防思想の普及徹底を期することを目的とする。

（表彰を受けるもの）

第二条 表彰を受けるものは、次の各号に定めるもので

第三条の規定に該当するものとする。

- 一 消防職員（市町村消防事務担当者を含む。）
- 二 消防団員
- 三 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九條に定める消防機關
- 四 消防に協力した消防關係者以外の者

（表彰の種類）

第三条 表彰は、次の各号に掲げる区分により行う。

- 一 功勞章を授与する表彰
- 二 功績章を授与する表彰
- 三 表彰旗を授与する表彰
- 四 竿頭綬を授与する表彰
- 五 表彰狀を授与する表彰

2 功勞章は消防職員及び消防団員が災害の現場におい

て功労拔群の活動をして他の模範とするにたり又は消
 防任務の遂行上著しい功労があると認められる場合に
 これを授与する。

3 功績章は、十五年以上勤続した消防吏員及び三十年
 以上勤続した消防団員で勤務成績が優秀と認められ
 場合にこれを授与する。

4 表彰旗は、消防機関が消防力の総合的強化拡充につ
 いて特に優秀であり、併せて規律正しく技術熟達し、
 平素よく消防の使命達成に努め、広く他の模範と認め
 られる場合にこれを授与する。

5 竿頭綬は、消防機関が前項に次ぎ優秀と認められる
 場合にこれを授与する。

6 表彰状は、次の各号の一に該当するものにこれを授
 与する。

- 一 消防任務の遂行上著しい功績があると認められる
 消防職員、消防団員及び消防機関
- 二 火災の予防警戒のための特殊の考案若しくは発明
 により、消防の進歩発展に寄与した者

三 消防関係者以外の者で、災害の現場において功勞
 拔群の活動をし又は災害の予防警戒のため若しくは
 消防の進歩発展に特別の功績があつた者

(表彰旗、竿頭綬、徽章の形状及び制式)

第四条 表彰旗、竿頭綬、功勞章及び功績章の形状及び
 制式は、別表のとおりとする。

(徽章の佩用)

第五条 功勞章及び功績章は、本人に限り終身これを佩
 用し、その遺族はこれを保存することができる。

2 功勞章及び功績章は、これを左胸部につけるものと
 する。

3 消防職員及び消防団員が制服を着用するときは、常
 に功勞章及び功績章をつけるものとする。但し、服務
 上支障があるときはこの限りでない。

(表彰申請の手續)

第六条 市町村長は、当該年度において第三条の規定に
 該当するものと認めるときは、一月末日までに
 その事績を調査して、市にあつては直接、町村にあつ

ては所轄の地方事務所長を経由して知事に申請するも
 のとする。

2 第三条第一項第一号、第二号又は第五号に定める表
 彰で即時表彰する必要があると認める場合は、前項の
 規定にかかわらず直ちに申請するものとする。

(表彰の申請書類)

第七条 前条に定める申請は、調書(別記様式第一号又
 は第二号)本人の履歴書(消防関係の履歴を記したも
 の)及び市町村長の意見書をもつてするものとする。

(表彰の時期)

第八条 表彰は、第六条第二項に定める即時表彰のほか
 は、毎年三月七日に行うを例とする。

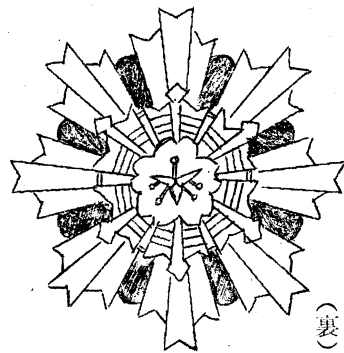
附 則

1 この規則は公布の日から施行する。

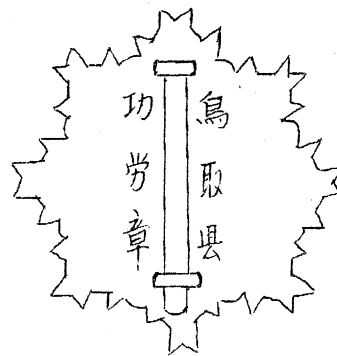
2 鳥取県消防表彰規程(昭和二十六年三月鳥取県告示
 第二百二十四号)は、廃止する。

(表)

功 勞 章



(裏)

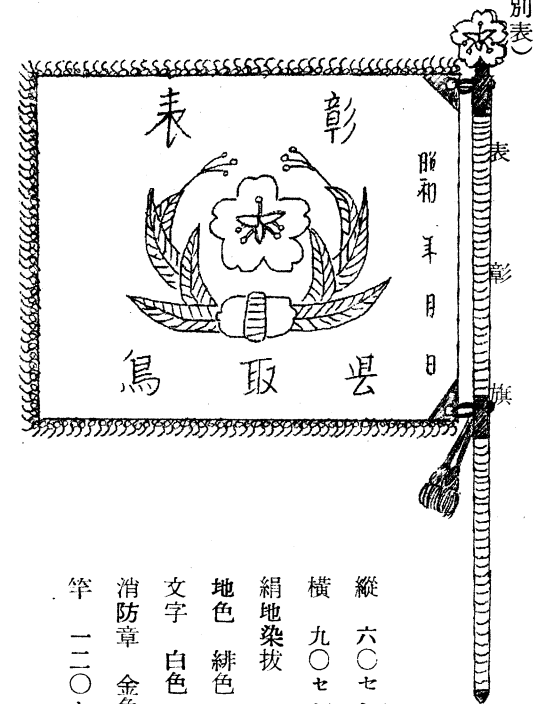


地金銅又はその類似品 直径四、五センチメートル
日章白色七宝焼 裏面銀色留金具付
消防章直径 (署)二、五センチメートル 金色
(団)一、〇センチメートル

功 績 章

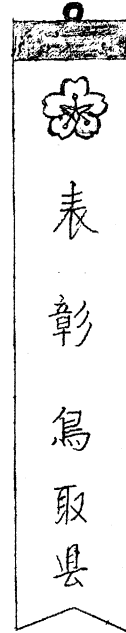
(表)型は功勞章と同じであるが日章を赤色とする。
(裏)功勞章と同じであるが功勞の文字を功績にかえる。

(別表)



竿 頭 綬

縦 六〇センチメートル
横 九〇センチメートル
絹地染抜
地色 緋色
文字 白色
消防章 金色
竿 一二〇センチメートル



縦 九〇センチメートル
横 八センチメートル
絹地染抜 文字黒色 地色白色
消防章 金色刺繍
裏面に表彰年月日を入れる

(別記様式第一号)

表彰調書

市町村名

項目	記載事項
団体の所在地	
団体名	
設置年月日	
表彰規程該当条項	
過去において表彰をうけた事実	
消防勢力の現況 (人員機材器具) 施設	
功労又は功績の 事実	

(別記様式第二号)

表彰調書

市町村名

項目	記載事項
所属団体名	
住所	
職、氏名、生年月日	
消防団員拜年 月日及び勤続年 数	
表彰規程該当条項	
賞罰	
功労又は功績の 事実	

告示

鳥取県告示第五十八号

土地改良法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十三号)附則第二項の規定により、別表のとおり、土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称
別表

申請人

住所

氏名

住所

氏名

住所

土地改良区の名称

縦覧の場所

倉吉市 東伯郡泊村大字小浜

中井 良藏 外十四人 賀須井 直 外十四人

倉吉市小鴨土地改良区 泊村小浜

倉吉市役所 東伯郡泊村役場

(一) 土地改良事業計画書の写
□ 定款の写

二 縦覧期間

昭和二十九年二月二十日から同年三月十一日まで

三 縦覧の場所

別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

公 告

鳥取県身体障害者更生指導所々生の募集について
鳥取県身体障害者更生指導所第二回所生を次の要綱により募集する。

昭和二十九年二月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二回所生募集要綱

一 本所の目的

肢体不自由者を收容し、医学的及び心理学的管理のもとに技能回復訓練、社会適応性訓練及び職業訓練を行いつつ社会経済生活への参与及び自立更生への方途を指導訓練する。

二 訓練課目

1 各科共通課目

教養、国語、算数、社会、英語、図画等につき基本的なもの
機能回復訓練

課外に茶道、華道等を指導する

2 職業科

- (イ) ラヂオ科 ラヂオ修理並びに組立の技術
- (ロ) 孔版科 謄写及び印刷の技術
- (ハ) 洋裁科 婦人子供服等裁縫の技術

三 修業年限

本所における修業年限は一箇年とする。但し所長が必要と認める場合はこれを延長することができる。

四 募集人員

二十四人

但し一科目十人以下とし本人の希望と入所後における職能訓練の結果によつて課目を決定する。

五 応募資格

- 1 義務教育を終了し且つ身体障害者手帳を所持する肢体不自由者であつて、次の各項に該当せず且つ更生意欲が旺盛で自ら進んで訓練を受けようとする者
- 1 介護を必要とする者
- 2 内部疾患及び傳染病疾患を有する者

六 出願手続

- 3 素行不良と認めるもの
- 1 願書受付期間（地方事務所及び福祉事務所受付）
自 昭和二十九年二月 十九日
至 同 年二月二十八日
- 2 提出すべき書類
 - (イ) 入所願（第一号様式）
 - (ロ) 健康診断書

3 書類提出経路

- (イ) 居住地町村役場を経由所轄地方事務所へ
- (ロ) 鳥取、米子、倉吉各市居住者は直接市の福祉事務所へ

七 選考方法

- 1 書類審査
- 2 面接検査
 - (イ) 身体検査 整形外科医による検査
 - (ロ) 知能、職能検査 判定員による検査
- 3 学力検査

八 算数及び国語につき初等基本的なもの

- 1 日時
選考日時及び場所
書類審査は本所において実施してその他は書類審査の結果により直接本人に連絡する。
- 2 場所
県下三地区 米子市 倉吉市、鳥取市で実施する。

九 入所手続

- 1 入所許可者は地方事務所又は福祉事務所を経て通知する。
- 2 入所に要する書類
 - (イ) 誓約書（第二号様式）
 - (ロ) 身元引受書（第三号様式）

一〇 経費

- 1 授業料並びに各種実習材料費は徴收しない。
- 2 実習用の各種用具は無料貸与する。
- 一一 寄宿舎
1 入所生は入舎するものとする。但し特別の事由で

- 所長の許可を受けたものはこの限りでない。
- 1 会費は徴さない。
 - 2 身の回り品、日用品、寝具等は本人持参とする。但し寝具は事情により貸与する。
 - 3 食費は実費を徴収する。但し生活保護法の被保護者又はこれに準ずるものについてはこれを減免することができる。
 - 4 二 その他
- 1 修了者には修了証書を授与する。
 - 2 更生指導所には更生相談所が併置されているので各種相談に便利である。
 - 3 詳細については地方事務所、福祉事務所又は町村役場に問い合わせられたい。

様式第一号 入 所 願

貴所に入所したいので次の事項を具してお願ひ致します。

賞罰	昭和 年 月 日	本籍地 鳥取県身体障害者更生指導所長事務取扱 前田之光殿	業 歴	六 履 歴	四希望する職	科 五	退所後	自営場所
					訓練科目	の計画	ハロイ	就職場所
		氏居本 名住籍地	職 歴		三入所を希望する理由	障 害 名	現 況	
		昭和 年 月 日			二 身体障害者手帳の状況			
		鳥取県身体障害者更生指導所長事務取扱 前田之光殿						

様式第二号

誓 約 書

貴所に入所の上は諸規則を守り、これに違反したときは退所を命ぜられても異議はありません。ここに誓約します。

昭和 年 月 日

本人 居住地

氏 名

年 月 日生

鳥取県身体障害者更生指導所長事務取扱 前田之光殿

様式第三号

身 元 引 受 書

このたび貴所に入所を許可された右の者の身元に関するすべての事項を私が引受け貴所に御迷惑をおかけするようないたしません。

昭和 年 月 日

居 住 地

職 業

本人との関係

身元引受人氏名

印

居 住 地

職 業

本人との関係

身元引受人氏名

印

鳥取県身体障害者更生指導所長事務取扱 前田之光殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 縣 印 刷 所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な條例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課